

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
100080	遊休農地に係る農地転用、農産物外要件の緩和	農地法第4条及び第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域内農地及び第1種農地については、原則転用不可。	<p>提案理由</p> <p>東日本震災以降、リスク分散として本市に定地を求めている企業や、業務拡大や新分野への進出などにより、企業団地へ入居を希望する企業が増加している。しかし、本市の企業団地の半分は遊休農地であり、短期間ですべて入居済みとなることが懸念されている。</p> <p>現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則転用不可であるが、農産物外要件を緩和し、経済の活性化を図ることが重要である。</p> <p>一方、市場の中には、農用地区域・第1種農地ではあるが、水利の不都合や土壌のたけ崩れ等の理由で、狭小・不整形の遊休農地(不耕作地)で耕作放棄地化する懸念があり、所有者の高齢化・後継者不足等により管理もままならない農地(2ha)がある。この地域については、過去にクイーンズロード、住宅地等、他用途として整備し、地域を活性化する計画があったが、いまだ農地転用の許可が下りず耕作放棄地となっていた。</p> <p>現行の農地転用基準では、農用地区域・第1種農地は原則転用不可であるが、以上のような地域については、実態に応じて農地転用可能とし、不耕作地部分は企業団地として整備(7ha)することにより地域の活性化と農産物外要件を緩和し、耕作されている農地部分は再整備(7ha)することにより農業利用と一体的な整備を図り、あわせて地域農業の継続性も確保しながら、有効な土地利用を図る。</p> <p>代替措置</p> <p>農産物外要件を緩和する農地転用部分は、現在進めている農業振興整備計画の見直しにおいて確保される。</p>	C	-	<p>農地は、食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用することが重要。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全や農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上で必要。</p> <p>地方、圏内における様々な経済・社会活動に伴って一定の農地転用の需要が生じることが避けられない。</p> <p>このため、農業的・農地的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地(第1種農地、第2種農地)に限定することとしており、農用地区域内農地及び第1種農地について転用を可能とするような許可基準の緩和等は困難。</p> <p>なお、地域経済の活性化を図るための取組については、まちづくりの一環として、地域全体として農業上の土地利用とその他の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが適当。</p>	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	農用地区域内及び第1種農地であっても、水利が不都合なため圃場整備が完了せず、狭小・不整形な土地がモザイク状に広がっており、耕作放棄地が懸念される地域については、農地転用、農産物外要件を緩和し、例外として扱うべきである。	C	-	<p>農地転用の需要に対しては、農業的・農地的土地利用との調整を図り、優良農地を確保する観点から、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地(第1種農地)に限定することとしており、農用地区域内農地及び第1種農地については、農地転用、農産物外要件を緩和し、例外として対応することが適当。</p>										1 0 2 0 1 0	富山市	富山県	農林水産省